

学費減免奨学生制度のポイント

この制度は、入学試験の成績が優秀で人物ともに優れている者で、家庭における種々の経済的事情により大学への進学が困難であると認められる者に対し、修学を支援するものです。

POINT 1. 2年間最大で授業料を136万円免除！

- 免除の対象は「授業料」のみ。
- 免除された授業料の返還義務なし（給付）。
- 奨学生期間は2年間。
学費減免奨学生〔若干名〕：授業料全額免除（最大限 1,360,000 円）
授業料半額免除（最大限 680,000 円）
- 資格特待生制度との併用で、国公立大学より費用を抑えて学ぶことができる！
- 資格特待生制度による入学金半額免除との併用の場合

全学科	1年次納付金	2年次納付金	2年間合計	国公立大学との差異
学費減免奨学生(授業料全免)	340,000 円	230,000 円	570,000 円	▲783,600 円
学費減免奨学生(授業料半免)	680,000 円	570,000 円	1,250,000 円	▲103,600 円
国公立大学(標準額)	817,800 円	535,800 円	1,353,600 円	—

POINT 2. 学力特待生採用基準より緩和して採用！

POINT 3. 対象入試は次の3つ！

- ①学校推薦型選抜指定校特待生選考 ②一般選抜特待生選考 1・2 期
- ③大学入学共通テスト利用選抜 1・2 期

POINT 4. 家計支持者の所得金額が 355万円～841万円以下の方が対象！

- 家計支持者の年収・所得金額が、給与所得者の場合は 841 万円以下、給与所得者以外の場合は 355 万円以下の収入基準であれば OK！

POINT 5. 出願時には事前申請書類なし！

- 願書入試区分欄に対象入試と併せ、学費減免奨学生の欄にもチェックすれば OK！

POINT 6. 奨学生採用決定後、必要書類の提出！

- 各対象入試入学手続き完了日までに市区町村発行の所得証明書(働いている家族それぞれのもの) および家族(1世帯)の住民票を提出！